

# 中津市「食」の自立支援事業委託業務仕様書

## 1. 業務内容

### (1) 概要

- ① 弁当の調理及び弁当容器への盛り付け
- ② 車両による弁当の利用者宅への配達（弁当空容器の回収）
- ③ 利用者への対面による声掛けと安否確認及び緊急時の連絡対応
- ④ 利用者への利用料金請求、中津市への実績報告並びに委託料の請求
- ⑤ 緊急時の緊急連絡先への連絡及び救急要請
- ⑥ 献立表や情報提供チラシ等の作成及び配布
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、中津市が特に必要があると認めた業務

### (2) 食事の調製

- ・管理栄養士、栄養士が作成した献立をもとに、食品衛生法に従い、弁当形式の食事を調製したもの。
- ・高齢者向けのものとして、食事嗜好、食べやすさ等に配慮したもの。  
（例 軟らかめのご飯、魚や野菜を中心に肉や油物が多すぎない、低塩、薄めの味付け等）
- ・主食、主菜、副菜のバランスが取れ、高齢者に必要な摂取エネルギーが考慮されたもの。

### (3) 配達日

月曜日から金曜日までの昼食又は夕食

（土曜日、日曜日、国民の祝日、8月13日から8月15日まで、12月29日から1月4日まで、台風や大雪などの実施困難日、その他市長が認めた日は休み）

※治療食が必要と認められた者については土曜日の昼食又は夕食も認めるものとする。

### (4) 配達範囲

中津市が決定した地区の利用者宅。

ただし、対象地区外でも特別な理由により中津市が認める場合あり。

### (5) 配達時間

配達予定時間については、あらかじめ利用者に連絡すること。

### (6) 食事の受け渡し

#### ①利用者への配達時

- ・配達中の温度管理等、食品衛生に配慮して配送し、事故が起こらないよう注意すること。
- ・原則として本人へ直接手渡し、声掛けと安否確認を行うこと。
- ・不在の場合の配達方法は利用者とは取り決めておくこと。
- ・容器の回収は、次回の配達時に行うこと。

#### ②安否確認と見守り体制

- ・受託者はあらかじめ利用者の緊急連絡先を把握すること。
- ・利用者の予期せぬ不在又は異常があった場合は、中津市に連絡し、その指示に従うこと。
- ・必要に応じて、緊急連絡先への連絡、救急車の要請等、迅速かつ適切に対処すること。
- ・異常等による緊急対応を要した利用者については、その経過、原因、対応結果を記録し速やかに中津市に報告すること。

### (7) 利用の一時停止の取り扱い

- ・利用者から一時停止の申し出が配達の前日までにあった場合は、速やかに中津市と受託者との間で情報共有を行うこと。
- ・配達当日、利用者が何らかの理由で食事の提供を受けられない場合は、一時停止扱いとし、受託者

は中津市に当日分の委託料について請求できるものとする。

(8) 苦情及び事故

- ・苦情及び事故が生じた場合、速やかに中津市に報告すること。
- ・苦情及び事故の内容について記録を作成し、必要に応じて、中津市に苦情処理報告書及び事故報告書を提出すること。
- ・苦情及び事故の発生によりサービス提供が困難になった場合に備えて、代替手段、代行方法を整えておくこと。
- ・万が一交通事故等を起こした場合は、人命救助を最優先し、救急、警察等へ速やかに通報するとともに、中津市に連絡すること。

2. 管理運営業務

(1) 業務処理責任者の選任

受託者は、あらかじめ本業務に係る業務処理責任者を1人以上選任すること。

(2) 業務処理責任者の職務

業務処理責任者の業務は、次のとおりとする。

- ・当該業務の責任者として、従事者に指揮、監督を行うこと。
- ・契約書、仕様書その他関係書類により、業務の目的、内容等を十分理解して業務を行うこと。
- ・業務従事者を教育し、安全かつ適切な業務を行うこと。
- ・利用者情報の管理

(3) 業務の報告

受託者は、毎月の業務遂行状況の結果を記録としてまとめ、翌月15日までに中津市に報告しなければならない。業務の報告内容については次のとおりとする。

- ・利用料金別登録者数、利用実人数、延べ配食数、利用者別配食数の集計表
- ・請求当月分の献立表

(4) 利用者への情報提供

- ・1ヶ月間の1食当たりのカロリー及び栄養成分を明記した献立表を作成し、事前に利用者へ配布すること。

(5) 再委託の禁止

当該委託業務に係るすべてを自ら行うものとし、事故等による営業禁止の指導を受けた場合を除き第三者に対し、業務の一部又は全部の実施を委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(6) 請求及び支払

- ・委託料の請求及び支払は月締めとし、当月分の委託料請求書を、翌月15日までに、本業務委託契約書の規定に従い、提出すること。
- ・中津市は、実績報告書及び請求書を精査後、当該請求書を受理した日から30日以内に受託者に委託料を口座振込で支払うものとする。

3. 留意事項

- ・「民間事業者による在宅配食サービスのガイドラインについて」(平成8年5月13日老振第46号各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省老人保健福祉局長通知)の内容を満たすこと。
- ・当該業務に係る法令、条例、規則等を遵守すること。
- ・集団配食調理施設として衛生管理体制を確立し、検食の保存等の必要な措置を講じ、衛生管理を

徹底するとともに、保健所等の監督官庁からの指導を遵守し、食中毒等の防止に努めること。

- ・利用者の個人情報の保護に努めること。
- ・安否確認においては、利用者の特性を理解し適切な対応に努めること。  
(介護認定を受けている方、動作に時間がかかる又は困難な方、認知症の方、慢性的な病気を患っている方、入退院の多い方、物忘れがみられる方、難聴の方、精神不安定の方等)
- ・普段の様子との違い、違和感の有無、変化を感じた場合等、些細なことでも必ず中津市に連絡すること。
- ・暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められるもの)は本事業を受託することができない。
- ・市税及び消費税を滞納している者は本事業を受託することができない。
- ・受託者が免税課税にかかわらず基準額は同一とする。

#### 4. その他

この仕様書に明示されていない事項が発生した場合は、中津市と協議のうえ、対応するものとする。